

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行個）諮問第196号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行個）答申第208号）

事件名：特定月に本人が提出した保有個人情報利用停止請求書に係る取扱いに関する文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、以下に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

文書1 「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（20170220統第1号，平成29年3月22日）

文書2 「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（20170606統第1号，平成29年7月4日）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け20171006統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件の開示（写しの交付）は、平成29年11月27日に行われたが、その際に立ち会った本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）の説明によれば、開示すべき文書の探索は大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）内で保有する文書のみしかしていないとのことだった。

審査請求人は、調査統計グループのみを対象として開示請求を行ったのではなく、法2条において定められている行政機関である経済産業省に対して開示を求め、その旨をあえて開示請求書にも記している。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個人情報なので他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限

らず、これまでに審査請求人が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決定であったということとなり、とても本開示決定を容認することはできない。

担当者に、違法である旨を指摘し、改めての探索を求めたが、「審査請求をしてほしい」とのことだったので、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索をしてもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報情報を特定し、平成29年11月2日付け20171006統第1号により、原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったものの、本件対象保有個人情報として特定した本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書を本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件請求保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、

以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が経済産業省に提出した特定の保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）について、経済産業省が行っていると審査請求人が主張する以下（ア）ないし（ウ）の行為に関連して、同省が作成又は取得した文書に記録された本人に係る保有個人情報の開示を求めるものと解した。

(ア) 審査請求人に無断で別件利用停止請求書を複製したこと。

(イ) 別件利用停止請求書に係る審査請求人からの特定の質問及び請求に対して対応していないこと。

(ウ) 別件利用停止請求書の複製を廃棄せず保有し続けている一方で、別件利用停止請求書の原本を審査請求人から回収していないこと。

イ このため、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、全部開示した。

ウ 文書1及び文書2は、審査請求人が主張する上記ア（イ）及び（ウ）の行為に関連して、経済産業省が作成又は取得した全ての文書の開示を同人が求めたのに対し、同省が行った保有個人情報の開示をしない旨の各決定に係る文書である。

エ 審査請求人の主張する上記ア（ア）の行為について、別件利用停止請求への対応に係る事務手続は、専ら、調査統計グループに属する鉱工業動態統計室が法及び経済産業省行政文書管理規則にのっとって適切に行っている。

オ 本件審査請求を受けて、改めて本件請求保有個人情報に該当する情報が記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、本件文書の外に該当する行政文書の存在を確認することはできなかったことから、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する情報は保有していない。

(2) 諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記（1）ウの説明のとおりであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報に該当する情報が記載されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報に該当する情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，開示した決定については，経済産業省において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

(別紙)

審査請求人が平成27年8月に経済産業省に提出・受理された「保有個人情報利用停止請求書」については、下記のとおり、法及び法を遵守するために経済産業省が定めた規程等（以下「法令等」）に抵触する違法な行為（不作為）が存在すると受け止めているが、これらの行為（不作為）について、これまで間に、それら行為（不作為）に関連し、経済産業省内において作成、保有する全ての文書（メール、メモ等といった文書の体裁は問わない）

※ 「関連するすべての文書」の中には、上記法令等（該当部分のみで可）、
 鉱工業動態統計室長の異動に伴う引継資料（該当する記載がない場合はその旨不開示理由に明記されたい）といった文書を含むことに留意されたい。

- ① 保有個人情報については「複製等の制限」が求められているところ、鉱工業動態統計室においては、「本人」である審査請求人の了解を得ることもなく、連絡すらもせずに複製をしていた。
- ② 昨年3月、審査請求人は「本人」として、その当時の鉱工業動態統計室長に対し、「原本」の回収を求めたが、室長は「検討中」と答えたのみ。審査請求人の自宅に送付されたものが原本であるか複製であるかとの「本人」である審査請求人からの質問に対しても「検討中」と答えたのみであった。
- ③ 複製後1年以上も経た後も当該複製を消去することなくこれを保有し続け、その一方で、その後の開示請求により初めてそれが「原本」であったことを経済産業省として認めた後も、当該原本の回収に係る連絡すらもなく、現在に至るまで審査請求人の自宅に送付したままの原本を放置し続けている。